

## 第13回 道州制推進本部員会議開催状況

日時 平成23年9月8日(木)

9:30~

場所 知事会議室(本庁舎3階)

### 1 開会

### 2 副本部長(多田副知事)挨拶

### 3 議題

○道州制特区推進法に基づく国への提案(第5回)について

### 4 閉会

#### 【副本部長挨拶】

- ・ 道州制特区提案については第5回目であるが、国における総合特区などの新たな動きなども見極めながら、少し時間をかけて丁寧に検討してきた。
- ・ 内容は4点であり、道民の方の提案の中から、北海道の地域事情を踏まえ、理解が得られやすいものを取りまとめている。
- ・ 地方政府が担う仕事として打ち出していくという点からすると、実を取るというイメージで具体的に提案を詰めてきており、この本部員会議で了承が得られれば、これから議会に提出して議論をしていただくということになる。議会や国において、骨太で北海道の政策課題を解決する上で、より意義のあるものという話もあるかと思う。
- ・ この点については、今後、6回目以降の提案になるかと思うが、改めて内容を詰めて考えていきたいと思っている。そのためには、各部の政策課題を対象に検討していくことが、非常に重要になるのでご協力をお願い申し上げたい。

#### 【協議結果】

○道州制特区推進法に基づく国への提案について(第5回目の国への提案)

<事務局:資料に基づき説明>

(竹林地域振興監)

- ・ 事務局の方から今回、第5回目の提案として考えている4項目について説明があったが、これについて、ご意見あるいはご質問があればお出しいただきたいと思う。特にないか。高井副知事から何かあればお願いしたい。

(高井副知事)

- ・ 道州制特区は、5回目の提案になるが、多田副知事が言われたとおり、どちらかとい

うと通りやすいものになっており、思い切ったものがないと言われ、逆に思い切ったものを出すと、なかなか実現が難しい状況にある。

- ・ しかし、ここは一回、頭を切り替えて、各部署で思い切ったもの、びっくりするようなものを地域振興監のところに出して、それを丁寧に整理して提案していくことが必要であり、せっかく北海道だけが対象になっている道州制特区推進法であるので、今一度、奇をてらうような必要はないが、各部署でこんな制度があればいいなというものを検討してほしい。
- ・ また、これまでの提案は、どちらかというとな国展開されるものを北海道が先駆けて提案するというようなものが多かったと思う。それはそれで良いが、もう少し、将来の道州制を意識しながら、6回目以降の提案について考えていくことが必要かと思う。

(竹林地域振興監)

- ・ 今、高井副知事から本当に大事な基本のお話があったが、道州制特区推進法が平成18年12月にできて、そしてこの法律に基づいて国において基本方針、道では特区計画を作成している。この基本方針や特区計画の計画期間は平成19年度から平成23年度までの5年間となっており、今年度で期間が満了する。
- ・ 新しい計画の取組はこれから始まる。いわゆる第一期の期間の提案が今回で終わるわけだが、これからさらにどう進めていくかという新しいステージの議論を行っていく必要があるため、その点も踏まえてご意見などをいただきたいと考えている。そういう時期を迎えているということをご参考までにお話をさせていただいた。
- ・ みなさんからこの提案について何かご意見等があればお伺いしたい。特にご意見等なければ道州制特区推進法に基づく国への提案について来週13日からの第3回定例道議会にこの4項目を提案させていただきたいと思う。

<異議なしで了承>

(多田副知事)

- ・ 議会の対応や国との協議において、ご協力をよろしく願います。

#### 【資料】

- ・ 道州制特区推進法に基づく国への提案概要

## 答申から提案までの主な経過と今後の予定

総合政策部地域主権局

- 道州制特区提案検討委員会からの第5回答申（平成23年5月11日）
  
- 道民意見提出手続（パブリックコメント）及び市町村からの意見聴取  
（5月23日～6月23日）
  
- 道州制・地方分権改革等推進調査特別委員会において第5回答申について  
報告（6月8日）
  
- 道民意見提出手続（パブリックコメント）及び市町村からの意見を踏まえ、  
関係団体との調整・協議（6月24日～8月下旬）
  
- 国への提案内容（議案）の取りまとめ（8月）
  
- 第3回定例会に議案を提案（9月13日）

（第3回定例会で議案を議決いただいた後、国に提案）

# 道州制特区提案（第5回）の概要

## 提案項目

H23.9 北海道

### 1 「ふるさと納税」のコンビニでの収納

地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする。



**納税者の利便性向上と自治体財政への寄与**

### 2 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大し、公共交通の空白地域や過疎地域などにおいて、地域の実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、地域住民の移動を確保する。



**地域の創意工夫を活かした公共交通の確保**

### 3 北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にし、交通アクセスを含め、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に進める。



**観光客の利便性向上とアウトドア観光のブランド化**

### 4 税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化

税制上の優遇措置を受けられる認定NPO法人制度の統一性や公平性を確保し、認定及び監督を適正かつ円滑に行うことにより、法人の認証を含め、身近なところで「新しい公共」を支えるNPO法人の活動の促進を図る。



**『新しい公共』を支えるまちづくり主体の強化**

## 「ふるさと納税」のコンビニでの収納(案)

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月から実施されている「ふるさと納税」は、自分の出身地や応援したい都道府県・市町村に寄附をした場合、所得税と住民税から一定の限度まで税額控除される制度。</li> <li>道内でも道と全市町村(179市町村)で導入しており、自治体財政の向上に寄与しているほか、地域を応援するファンづくりなどの効果があると言われている。</li> <li>「ふるさと納税」の収納は、金融機関への振込や郵便振替等のほか、クレジットカードによる収納を行っている自治体(道内4市町)もある。</li> <li>地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令に定められており、「寄附金」が規定されていないことから、「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストア等に委託することはできない。</li> </ul>
--------	--



課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい財政状況にある道内市町村においては、全国から手軽に納税(寄附)していただくため、一定の経費を負担しても、ふるさと納税のコンビニでの収納を実施したいとの意向がある。 【道内市町村へのアンケート調査(平成 23年2月実施)】 ふるさと納税のコンビニでの収納について             <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「前向きに導入を検討したい」</li> <li>「税金等のコンビニ収納の導入に併せて検討したい」</li> <li>「他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら検討したい」</li> </ul> </td> <td style="padding-left: 10px;">} 89市町村(49.7%)</td> </tr> </table> </li> <li>北海道及び道内市町村は、食や観光の魅力、環境の良さなどから、全国的に高い人気を誇っている。 【地域ブランド調査2010(ブランド総合研究所調査)】             <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                 都道府県の魅力度ランキング 第1位北海道                  市区町村の魅力度ランキング 第1位札幌市、第2位函館市、第5位小樽市、第8位富良野市             </td> <td style="padding-left: 10px;">}</td> </tr> </table> </li> <li>「ふるさと納税」制度の有効活用を図るため、24時間営業しているコンビニエンスストアでの納税を可能にし、利便性を高めることにより、北海道の地域を応援する多くの全国のファンからの納税(収納)を増やしていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「前向きに導入を検討したい」</li> <li>「税金等のコンビニ収納の導入に併せて検討したい」</li> <li>「他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら検討したい」</li> </ul>	} 89市町村(49.7%)	都道府県の魅力度ランキング 第1位北海道 市区町村の魅力度ランキング 第1位札幌市、第2位函館市、第5位小樽市、第8位富良野市	}
<ul style="list-style-type: none"> <li>「前向きに導入を検討したい」</li> <li>「税金等のコンビニ収納の導入に併せて検討したい」</li> <li>「他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら検討したい」</li> </ul>	} 89市町村(49.7%)				
都道府県の魅力度ランキング 第1位北海道 市区町村の魅力度ランキング 第1位札幌市、第2位函館市、第5位小樽市、第8位富良野市	}				

### 目指すすがた

地方自治法施行令第158条を改正し、  
「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする

#### 現 状

地方公共団体が私人に収納事務を委託できる歳入

- ・使用料
- ・手数料
- ・賃借料
- ・物品売払代金
- ・貸付金の元利償還金

政令改正

#### 提 案

私人に徴収又は収納事務を委託できる歳入に「寄附金」を追加

コンビニでのふるさと納税の収納が可能

- ※ 提案が実現すれば、既にコンビニで個人住民税などの収納を行っている場合は、少ない経費で対応が可能。  
また、実施する市町村の増加に伴い、経費の負担軽減も期待される。

コンビニでのふるさと納税の収納が可能となることにより、納税者の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税が増え、自治体財政の向上に寄与する。

# 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲 及び登録要件等に係る裁量権の拡大(案)

**現 状**

- ・ 少子高齢化や過疎化が進展する中で、高齢者や障がい者など地域住民の生活交通の確保に向けて、各地で創意工夫のある自主的な取組が広がっている。
- ・ 平成18年の道路運送法の改正により、過疎地域の住民や要介護者等を対象として、市町村やNPO法人等の非営利法人が、自家用自動車を使用して行う「自家用有償旅客運送」が制度化(道路運送法 § 78②)。
- ・ 自家用有償旅客運送を実施するためには、地域の関係者(地域公共交通会議または運営協議会)の合意を得た上で、国土交通大臣(地方運輸局)への登録が必要であり、登録には、運送の実施主体、運賃などの基準や要件を満たす必要がある。
- ・ 平成22年12月に閣議決定された国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」では、自家用有償旅客運送の登録権限について、希望する市町村に移譲することとされている。
- ・ 平成23年6月に国土交通省が取りまとめ「運営協議会における合意形成のあり方検討会報告」の中に、運営協議会の適正な運営に向けて、運輸支局がこれまで以上に積極的に関わって行く旨の趣旨が盛り込まれたところ。

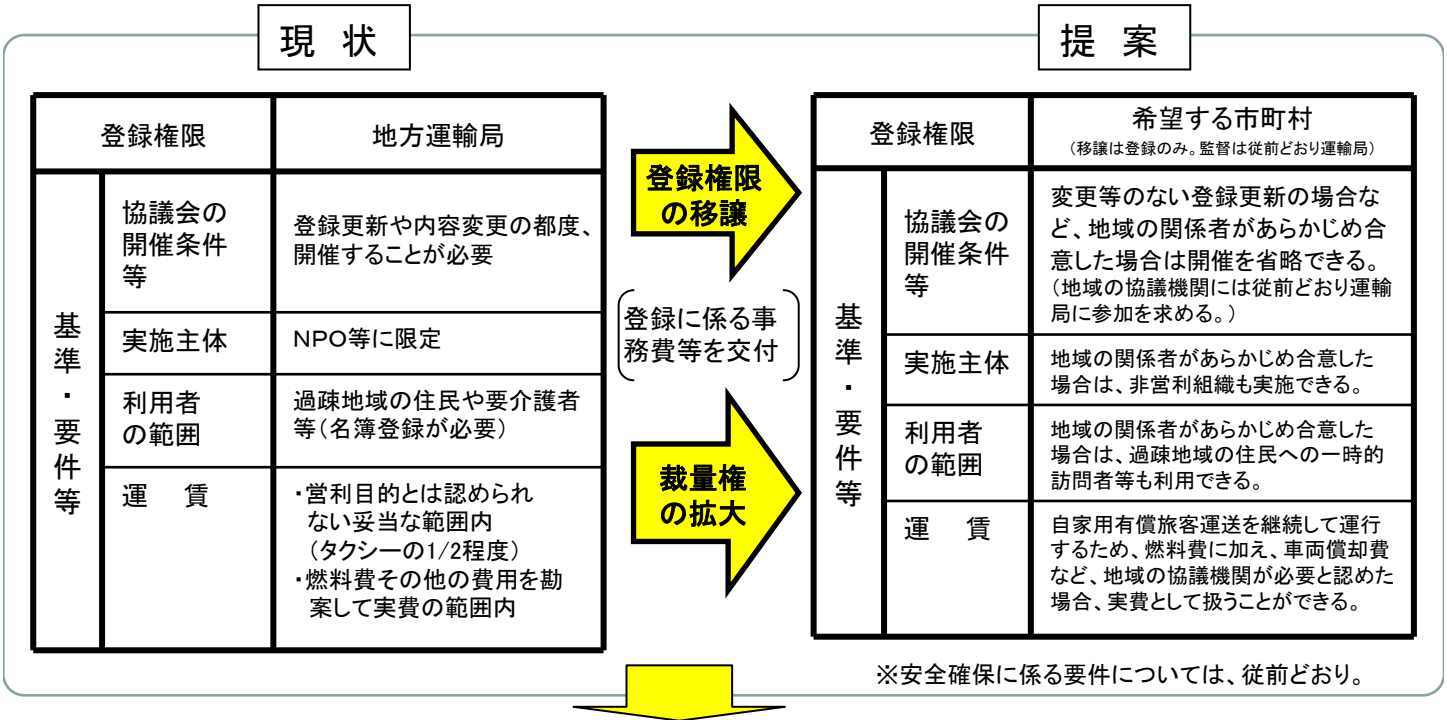
**課 題**

- ・ 広域分散型の地域特性を有する北海道は、過疎市町村が約80%を占め、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおり、地域住民の足を確保するため、地域の様々な主体や交通手段を組み合わせた取組が必要となっている。
- ・ 自家用有償旅客運送は、すでに地域の関係者が協議・合意して実施する仕組みが用意されており、公共交通の空白地域や過疎地域など(※)において、地域の創意工夫や自主性を生かした取組をより一層促進するため、登録権限の移譲と併せて、地域の関係者の合意により、地域の実情に応じ、登録要件や基準等を決めることができるようにすることが必要である。

(※)日常生活を送る上で必要な公共交通の空白地域の解消や公共交通を補完する必要がある過疎地域やこれに類する地域。

## 目指すすがた

## 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて 登録要件等に係る地域の裁量権を拡大



自家用有償旅客運送の登録権限の移譲とともに、登録要件等に係る地域の裁量権を拡大することにより、地域実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、地域住民の移動を確保

## 北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大(案)

### 現状

- ・北海道では、地域の特色や優位性を活かし、観光立国に向けて、北海道ならではの滞在型観光として、カヌー、ラフティング、ホーストレッキングなどのアウトドア観光の振興を図っている。(道独自の「北海道アウトドア資格制度」を平成14年度に創設)
- ・アウトドア観光は広大な自然を利用するため、アウトドア観光の実施場所まで公共交通機関を利用したアクセスが難しい状況にあり、アウトドア事業者自らが利用客の送迎サービスを行っているケースが多い。
- ・送迎サービスを有償で行うためには、道路運送法により、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可のほか、自家用車による有償運送を認める制度として、国土交通大臣に登録する「自家用有償旅客運送」(第78条第2号)や、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合の国土交通大臣の特例許可(第78条第3号)がある。

### 課題

- ・北海道を国際的に通用する魅力ある観光地としていくためには、体験、癒しなど観光客の多様なニーズに対応し、満足度の高い観光地づくりを進めることが重要である。
  - ・北海道を訪れる国内外の観光客に、安全・安心で満足度の高いアウトドア観光を提供するためには、安全で利便性の高いアクセスを確保するとともに、他の体験観光と組み合わせるなど多様な観光メニューを提供していくことが必要である。
  - ・交通アクセスを含め安全で良質なガイドサービスを提供し、北海道のアウトドア観光のブランド化を図るためには、安全確保対策をはじめ一定の条件を満たした「アウトドア事業者(※)」が自家用車で利用客を有償送迎することを可能にする必要がある。
- (※)北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者を対象とする。

### 目指すすがた

観光客にとって安全で利便性の高いアクセスを確保し、  
北海道のアウトドア観光のブランド化を推進

#### 現状

- ・有償で旅客運送を行うためには、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可が必要。  
(道路運送法第4条)
- ・公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、自家用車による有償運送を、国土交通大臣が特例許可。  
(道路運送法第78条③)

適用の拡大  
(特例許可)

#### 提案

- アウトドア事業者(北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者)が自家用車で利用客を有償送迎することを道路運送法第78条第3号に基づく特例許可により可能にする。
- 主な要件
  - ・区域は、アウトドア観光の実施場所と最寄り駅・バス停等との間の区域。
  - ・運賃は、実費の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲内(タクシーの1/2程度を目安とする)。
  - ・利用者は、ガイドサービスの利用者及び同伴者。
  - ・安全確保対策は、自家用有償旅客運送(過疎地有償運送)と同程度の基準・要件を満たすこと。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にし、  
交通アクセスを含め、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、  
北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に推進

# 税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を 適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が 連携を図る仕組みなどの法制化（案）

## 現 状

- ・ これからのまちづくりにおいては、市町村と住民、コミュニティ組織、NPO法人などが連携協働することが重要であり、特にNPO法人がまちづくりの担い手（新しい公共）として大きな役割が期待されている。
- ・ NPO法人の認証（法人格の取得）は、内閣府又は都道府県が行っている。
- ・ NPO法人のうち、国税庁長官の認定を受けた法人（認定NPO法人）は、損金算入でき、寄附者も寄附金の控除などを受けられる、税制上の優遇措置が適用される。
- ・ 国において、NPO法人の活動環境の整備を図るため、「仮認定」制度や認定NPO法人の認定権限の地方への移譲等を内容とするNPO法の改正が行われ、平成24年4月からの実施に向けて準備が進められている。

	NPO 認証数	うち認定 NPO数
全国	43,116	232
北海道	1,683 (全国4位)	6 (全国6位)

## 課 題

- ・ 北海道はNPO法人数が全国第4位であり、多くのNPO法人が「新しい公共」を支えるまちづくりの担い手として活動していくための環境整備を図ることが必要である。
- ・ 国が目指している「新たな認定制度」において、都道府県が認定及び監督権限の移譲を受け、全国的な統一性や公平性を確保し、適正かつ円滑に権限を行使していくためには、都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みなどが必要である。

## 目指すすがた

道等が認定NPO法人の認定及び監督を適正かつ円滑に行い、「新しい公共」を支えるNPO法人の活動環境を整備

### 現 状

#### 国税庁が認定・監督

- ・ 審査・相談窓口は国税局のみ
- ・ NPO法人の認証機関と認定NPO法人の認定機関が異なる

仮認定制度や認定権限の地方への移譲など「新たな認定制度」を平成24年4月から実施（予定）

#### 権限の 移譲

（認定・監督に係る人件費・事務費を交付）

### 提 案

#### 北海道等が認定・監督を 適正かつ円滑に実施

<認定・監督を適正かつ円滑に行う仕組み>

- ・ 北海道等と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みを法制化

認定NPO法人の認定及び監督を適正かつ円滑に行うことにより、  
法人の認証を含め、身近なところで  
「新しい公共」を支えるNPO法人の活動の促進を図る。